

○財務省告示第二百号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年五月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年六月九日

財務大臣 与謝野 馨

- | | | | |
|------------------------------|--|-----------|--------|
| 一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第三百回） | 二 発行の根拠
法律及びその
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）、価格 | 三 振替法の適用等 | 四 発行方法 |
|------------------------------|--|-----------|--------|

五

方募

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

競争市場特別参加者による発行（以下「非価格競争」）と
るもに、財政大臣が各年度債市場特別
参加者ごとに発行（以下「非価格競争」）と
て、財務大臣が各年度債市場特別
した後に、行われる入札であつ
び価格競争入札の募入の決定を
価格競争入札の募入の決定を
「国債市場特別参加者」の第一
を定めるものによる発行（以下
場特別参加者による発行（以下
であつて、財務大臣が各年度債市
競争入札と同時に、行われる入札

ハ ロ イ

入 価
札 格
発 競
行 争

各申込みの応募額を割り当てる。そのうち応募額の順次割り
も申込みの。そのうち応募額の順次割り
当てる。そのうち応募額の順次割り
各申込みの。そのうち応募額の順次割り
割り当てる。そのうち応募額の順次
各国債市場特別参加者ごとの
募限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

発

入 価
札 格
発 競
行 争

・別債市及争非者特国札非
第参市及争非者特国札非
II加場び札格第参市行争
非者特国発競I加場入

七 イ 払込金競争額	二 行争非者特国 入価・別債 札格第参市 発競II加場	ハ 行争非者特国 入価・別債 札格第参市 発競I加場	ロ 札非 発競 行争 入	イ 入価 札格 発競 行争
一兆七千四百十八億六千三百六	で二利付五百十六億円で、た利付五百十六億円で、条第一項の規定に基づき、特別会計の関する法律第四十六	で千五百六十九億円で、た利付六百九十九億円で、条第一項の規定に基づき、特別会計の関する法律第四十六	三億八千九百三十六万三千債に規定に基づき発行した利の規定に基づき発行した利の十萬圓、同法第六十二条で九千九百七十六億二千九付国債につき、利第一項の規定に基別会計の関する法律第四十六七十八億八千二百四十ついては、額面金額で二千定に基つき、額面金額でうち、財政法第四十一条の規	億圓、財政法第四十一条の規

				十 十		九 八						二		ハ		口											
				口 イ 一		振 額 最						二		ハ		口											
争	非	者	特	国	札	非	入	価	登	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入			
入	価	・	別	債	登	競	札	格	行	行	入	価	・	別	債	入	競	札	格	第	参	市	登	競	札		
札	格	第	参	市	行	争	入	行	争	格	日	登	競	Ⅱ	加	場	登	競	Ⅰ	加	場	登	競	Ⅰ	加	場	
登	競	Ⅰ	加	場	登	競	Ⅰ	加	場	登	競	Ⅰ	加	場	登	競	Ⅰ	加	場	登	競	Ⅰ	加	場	登	競	Ⅰ
					平	す	額	の	振	五		二	二		万	千	四	七	十			万	千	四	七	十	
				成	る	。°	の	記	替	万		万	千		円	百	五	十	九			円	百	五	十	九	
				二			数	又	の	円		百	五									七	十	億	八	万	
				十			倍	は	規			二	十									十	八	千	四	万	
				一			の	記	定			十	六									五	億	四	百	五	
				年			金	録	は			億	五									千	八	百	九	十	
				五			額	は	よ			千	六									百	九	十	八	千	
				月			に	よ	る			百	七									十	八	千	九	十	
				十			よ	る	最			七	十									十	八	千	九	十	
				五			る	も	低			十	七									十	八	千	九	十	
				日			る	の	額			十	七									十	八	千	九	十	
				日			も	の	面			十	七									十	八	千	九	十	
							と	金	簿			十	七									十	八	千	九	十	
												十	七									十	八	千	九	十	

札格競入行争格日
 競格競入行争格日
 競格競入行争格日
 競格競入行争格日

振替単位の
 振替法の規定による
 振替口座簿
 の記載又は記録によるものと

五万円
 二千万
 二千万
 二百二十六億五千六百七十

万五千七百七十
 万五千七百七十
 万五千七百七十
 万五千七百七十

十
三
二

行 債 市 及 別 参 加 場 特 国
債 第 II 者
入 札 競 争
利 札 発 行
の 経 過 利 子
払 込 み

(一) 年

一・五パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{56}{365}$$

(二)

発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式よ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
（ただし、当該国債を発行時
に、又は外国法人である場合
に、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額）を控除
することができる。

十
四

初
期
利
子

平

期
と
成
二
十
一
年
九
月
二
十
日
を
支
払
し、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し

た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十五
 第二期
 以後の
 利子以
 毎
 年三月
 二十日
 及び九
 月二十
 日
 を支払
 期とし
 、各支
 払期に
 おい
 て、そ
 の日以
 前六月
 間に属
 する
 利子を
 支払う
 。
 平成三
 十一年
 三月二
 十日
 額面金
 額百円
 につき
 百円
 日本銀
 行
 元利支
 払所
 払入者
 参加
 二十
 九

平成二十一年五月十五日

財務大臣から通知を受けた者